

配置予定技術者届(建設工事関係)

商号又は名称	
--------	--

案件番号	
工事番号及び工事名	

上記工事の入札に関して、契約時における技術者を次の順位のとおり定めます。

順位	現場代理人	主任(監理)技術者	担当技術者(注7)
第1候補			
第2候補			
第3候補			
第4候補			
第5候補			
第6候補			
第7候補			
第8候補			
第9候補			
第10候補			

<落札候補時に配置予定技術者の確認をします>

- 1 落札候補となった場合、この第1候補から順に資格、他の工事との重複及び雇用関係の確認を行います。
- 2 上記の確認ができた場合に落札決定とします。
- 3 落札候補となった者が、技術者を配置できないと確認された場合、資格(指名)停止措置が課せられることがありますのでご注意ください。

<注意事項>

- 1 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任技術者は、専任が必要な工事(請負金額が2,500万円、建築一式工事の場合5,000万円以上の工事)の配置予定技術者になれません。また、現場代理人・担当技術者になれません。
- 2 市内・準市内発注工事の配置予定技術者は、伊勢市の技術職員等名簿に登録されている者に限ります。
- 3 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者とします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。
- 4 技術者の資格は、建設業法に基づく資格を有する者か、実務経験者(主任技術者は10年以上、現場代理人は5年以上)としてください。ただし、入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 5 主任技術者として、3件まで兼務可能です。ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあつては6,000万円)を超える場合には2件までとします。
- 6 主任技術者(監理技術者)と現場代理人は兼務可能です。ただし、税込予定価格2,500万円以上の工事において、条件付契約基準価格未満で入札を行う場合は兼務を不可とします。
- 7 条件付契約基準価格未満で入札を行う場合は、「担当技術者」欄に主任技術者となり得る資格を有する担当技術者を記入してください。なお、担当技術者は当該工事現場に専任での配置とし、主任技術者及び現場代理人との兼務は不可とします。
- 8 配置予定技術者届提出後の技術者変更は原則として認めません。

